

賛助会員に関する規程

(入会資格)

第1条 本会の主旨、目的に賛同する個人または団体で、理事会が入会を承認する者とする。

(目的)

第2条 本会の事業を支援し、会の活性化に協力することを目的とする。

(会費)

第3条 会費は会費規程に定める。

2 入会費は不要とする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。